

「定款」等の一部改正新旧対照表

目 次

	(ページ)
1 . 定款の一部改正新旧対照表	1
2 . 業務規程の一部改正新旧対照表	3
3 . 清算・決済規程の一部改正新旧対照表	4
4 . 有価証券上場規程の一部改正新旧対照表	5
5 . 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の一部改正新旧対照表	7
6 . 株券上場廃止基準の一部改正新旧対照表	8
7 . 受託契約準則の一部改正新旧対照表	9
8 . 優先株に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表	10
9 . 新株予約権付社債券等に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表	11
10 . 上場前の公募又は売出し等に関する規則の一部改正新旧対照表	12
11 . 立会外取引に関する業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例の一部改正 新旧対照表	13
12 . シンジケートカバー取引の報告に関する規則の一部改正新旧対照表	14
13 . 定款施行規則の一部改正新旧対照表	15
14 . 有価証券上場規程に関する取扱い要領の一部改正新旧対照表	16
15 . 株券上場審査基準の取扱いの一部改正新旧対照表	21
16 . 上場前の公募又は売出し等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表	24
17 . 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表 ..	25
18 . 株券上場廃止基準の取扱いの一部改正新旧対照表	30
19 . 新株予約権証券に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表	35
20 . 債券に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表	36
21 . 新株予約権付社債券等に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表	37

定款の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(会員代表者)</p> <p>第 1 0 条 会員は、本所の承認を受けて、その代表取締役又は代表執行役のうちから、本所において当該会員を代表するのに適当な者 1 人を、会員代表者に定めなければならない。ただし、福岡市に本店がない会員は、福岡市に所在する支店の長又はこれに相当する者をもって、会員代表者とすることができる。</p> <p>2 ~ 4 (略)</p>	<p>(会員代表者)</p> <p>第 1 0 条 会員は、本所の承認を受けて、その代表取締役のうちから、本所において当該会員を代表するのに適当な者 1 人を、会員代表者に定めなければならない。ただし、福岡市に本店がない会員は、福岡市に所在する支店の長又はこれに相当する者をもって、会員代表者とすることができる。</p> <p>2 ~ 4 (略)</p>
<p>(臨時会員代表者)</p> <p>第 1 1 条 会員は、その会員代表者が欠けたとき、又は相当の期間その職務を行い得ない事情が生じたときは、本所の承認を受けて、必要かつ適当と認められる一定の期間、臨時に、会員代表者の職務を行う者 (以下「臨時会員代表者」という。) 1 人をその取締役又は執行役 (第 1 0 条第 1 項ただし書に該当する会員については支店長に準ずる者以上の者) のうちから定めることができる。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(臨時会員代表者)</p> <p>第 1 1 条 会員は、その会員代表者が欠けたとき、又は相当の期間その職務を行い得ない事情が生じたときは、本所の承認を受けて、必要かつ適当と認められる一定の期間、臨時に、会員代表者の職務を行う者 (以下「臨時会員代表者」という。) 1 人をその取締役 (第 1 0 条第 1 項ただし書に該当する会員については支店長に準ずる者以上の者) のうちから定めることができる。</p> <p>2 (略)</p>
<p>(会員の定款等が不適当な場合の処置)</p> <p>第 5 1 条 本所は、会員が次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、当該会員を審問のうえ、理由を示して、会員権の停止その他本所が必要かつ適当と認める処置を行うことができる。この場合において、当該処置が会員権の停止であるときは、出席した理事会の構成員の議決権の 3 分の 2 以上の多数決により行うものとする。</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>(4) 相談役、顧問その他いかなる名称を有す</p>	<p>(会員の定款等が不適当な場合の処置)</p> <p>第 5 1 条 本所は、会員が次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、当該会員を審問のうえ、理由を示して、会員権の停止その他本所が必要かつ適当と認める処置を行うことができる。この場合において、当該処置が会員権の停止であるときは、出席した理事会の構成員の議決権の 3 分の 2 以上の多数決により行うものとする。</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>(4) 相談役、顧問その他いかなる名称を有す</p>

る者であるかを問わず、会員に対し取締役又は執行役と同等以上の支配力を有する者が、本所の目的及び組織にかんがみて適当でないと認められるとき。

付 則

この改正規定は、平成15年4月1日から施行する。

る者であるかを問わず、会員に対し取締役と同等以上の支配力を有する者が、本所の目的及び組織にかんがみて適当でないと認められるとき。

業務規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(売買の種類)</p> <p>第 8 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 普通取引は、売買契約締結の日から起算して 4 日目 (休業日を除外する。以下日数計算について同じ。) の日に決済を行うものとする。ただし、次の各号に掲げる日の売買については、当該売買契約締結の日から起算して 5 日目の日に決済を行うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第 2 6 条の規定により優先株について、転換条件の変更(転換請求期間の中断を含む。以下同じ。) として定める期日、転換社債型新株予約権付社債券 (新株予約権付社債券のうち、商法第 3 4 1 条の 3 第 1 項第 7 号及び第 8 号に係る決議 (<u>株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律 (昭和 4 9 年法律第 2 2 号) 第 1 条の 2 第 3 項に規定する委員会等設置会社</u> にあつては、<u>執行役の決定を含む。</u>) を行っているものをいう。以下同じ。) について、行使条件の変更 (行使期間の中断を含む。以下同じ。) として定める期日</p> <p>(3) ~ (5) (略)</p> <p>4 ~ 6 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成 1 5 年 4 月 1 日から施行する。</p>	<p>(売買の種類)</p> <p>第 8 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 普通取引は、売買契約締結の日から起算して 4 日目 (休業日を除外する。以下日数計算について同じ。) の日に決済を行うものとする。ただし、次の各号に掲げる日の売買については、当該売買契約締結の日から起算して 5 日目の日に決済を行うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第 2 6 条の規定により優先株について、転換条件の変更(転換請求期間の中断を含む。以下同じ。) として定める期日、転換社債型新株予約権付社債券 (新株予約権付社債券のうち、商法第 3 4 1 条の 3 第 1 項第 7 号及び第 8 号に係る決議を行っているものをいう。以下同じ。) について、行使条件の変更 (行使期間の中断を含む。以下同じ。) として定める期日</p> <p>(3) ~ (5) (略)</p> <p>4 ~ 6 (略)</p>

清算・決済規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(吸収合併の場合の決済物件)</p> <p>第10条 上場会社が他の上場会社若しくは他の証券取引所に株券が上場されている非上場会社又は日本証券業協会に株券が登録されている非上場会社を吸収合併する場合(被合併会社株券を提出すべきものとする場合を除く。)において、被合併会社株式1株に対して1株の数の新株式が割り当てられるとき、又は被合併会社株式1株に対して1株を超える数の新株式が割り当てられるときは、合併登記日の翌日(休業日に当たるときは、順次繰り下げる。以下同じ。)以降における当該上場会社の株券の売買の決済(旧株券と新株券の双方が上場されている場合は、新株券の売買の決済)については、本所が定める期間に限り、本所が定めるものを決済物件として取り扱うことができる。</p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成15年4月1日から施行する。</p>	<p>(吸収合併の場合の決済物件)</p> <p>第10条 上場会社が他の上場会社若しくは他の証券取引所に株券が上場されている非上場会社又は日本証券業協会に株券が登録されている非上場会社を吸収合併する場合において、被合併会社株式1株に対して1株の数の新株式が割り当てられるとき、又は被合併会社株式1株に対して1株を超える数の新株式が割り当てられるときは、合併登記日の翌日(休業日に当たるときは、順次繰り下げる。以下同じ。)以降における当該上場会社の株券の売買の決済(旧株券と新株券の双方が上場されている場合は、新株券の売買の決済)については、本所が定める期間に限り、本所が定めるものを決済物件として取り扱うことができる。</p> <p>2 (略)</p>

有価証券上場規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(新規上場申請手続)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項に規定する有価証券上場申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 上場申請日の属する事業年度の初日以後に、自己株式取得決議(自己株式の取得に係る商法第210条第1項の規定による決議又は第211条の3第1項若しくは第224条の5第2項の規定による決議(株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和49年法律第22号。以下「商法特例法」という。)第1条の2第3項に規定する委員会等設置会社(以下「委員会等設置会社」という。)にあっては、執行役の決定を含む。)をいう。)、自己株式処分等決議(自己株式の処分に係る商法第211条第1項の規定による決議(委員会等設置会社にあつては、執行役の決定を含む。))又は自己株式の移転に係る商法第356条、第374条の19若しくは第409条の2の規定により自己株式の移転を行う場合における商法第353条第1項、第374条の17第1項若しくは第408条第1項の規定による決議(商法第358条第1項、第374条の22第1項又は第413条の3第1項の規定により当該決議を要しない場合にあつては、株式交換契約書、分割契約書又は合併契約書の内容についての取締役会決議(委員会等設置会社にあつては、執行役の決定を含む。)を含む。)をいう。))又は自己株式消却決議(自己株式の消却に係る商法第212条第1項の規定による決議(委員会等設置会社にあつては、執行役の決定を含む。)をいう。)を行った場合には、</p>	<p>(新規上場申請手続)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項に規定する有価証券上場申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 上場申請日の属する事業年度の初日以後に、自己株式取得決議(自己株式の取得に係る商法第210条第1項又は第211条の3第1項の規定による決議をいう。)、自己株式処分等決議(自己株式の処分に係る商法第211条第1項の規定による決議又は自己株式の移転に係る商法第356条、第374条の19若しくは第409条の2の規定により自己株式の移転を行う場合における商法第353条第1項、第374条の17第1項若しくは第408条第1項の規定による決議をいう。))又は自己株式消却決議(自己株式の消却に係る商法第212条第1項の規定による決議をいう。))を行った場合には、その議事録の写し</p> <p>ただし、Q-Boardへの上場を申請する新規上場申請者(以下「Q-Boardへの新規上場申請者」という。)は、添付を要しない。</p>

その議事録の写し(委員会等設置会社にあつては、執行役の決定があつたことを証する書面を含む。)

ただし、Q - B o a r d への上場を申請する新規上場申請者(以下「Q - B o a r d への新規上場申請者」という。)は、添付を要しない。

(7) ~ (9) (略)

3・4 (略)

5 新規上場申請者は、上場申請日の属する事業年度の初日以後上場することとなる日までに、次の各号のいずれかに該当することとなる場合には、当該各号に規定する書類を提出するものとする。

(1) 取締役会若しくは株主総会を開催した場合(委員会等設置会社にあつては、商法特例法第 2 1 条の 8 第 4 項に規定する委員会を開催した場合又は執行役の決定があつた場合を含む。)又は商法特例法第 1 条の 3 第 1 項に規定する重要財産委員会を開催した場合には、その議事録の写し(委員会等設置会社にあつては、執行役の決定があつたことを証する書面を含む。)

(2) ~ (8) (略)

6 ~ 1 2 (略)

付 則

この改正規定は、平成 1 5 年 4 月 1 日から施行する。

(7) ~ (9) (略)

3・4 (略)

5 新規上場申請者は、上場申請日の属する事業年度の初日以後上場することとなる日までに、次の各号のいずれかに該当することとなる場合には、当該各号に規定する書類を提出するものとする。

(1) 取締役会又は株主総会を開催した場合には、その議事録の写し

(2) ~ (8) (略)

6 ~ 1 2 (略)

上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(会社情報の開示)</p> <p>第2条 上場会社は、次の各号のいずれかに該当する場合(第1号に掲げる事項及び第2号に掲げる事実にあつては、投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして本所が定める基準に該当するものを除く。)は、直ちにその内容を開示しなければならない。</p> <p>(1) 上場会社の業務執行を決定する機関が、次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合(当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。)</p> <p>a～u (略)</p> <p>v 代表取締役又は代表執行役(協同組織金融機関を代表すべき役員を含む。以下同じ。)の異動</p> <p>w～ag (略)</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>2～9 (略)</p> <p>(上場申請の手続)</p> <p>第6条 上場会社は、新たに株式を発行する場合又は上場株式数(自己株式消却決議を行った場合には、当該自己株式消却決議に係る自己株式の数を控除する。以下同じ。)を変更する場合には、原則として、その発行又は変更^に先立ちその都度上場申請の手続をとるものとする。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成15年4月1日から施行する。</p>	<p>(会社情報の開示)</p> <p>第2条 上場会社は、次の各号のいずれかに該当する場合(第1号に掲げる事項及び第2号に掲げる事実にあつては、投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして本所が定める基準に該当するものを除く。)は、直ちにその内容を開示しなければならない。</p> <p>(1) 上場会社の業務執行を決定する機関が、次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合(当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。)</p> <p>a～u (略)</p> <p>v 代表取締役(協同組織金融機関を代表すべき役員を含む。以下同じ。)の異動</p> <p>w～ag (略)</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>2～9 (略)</p> <p>(上場申請の手続)</p> <p>第6条 上場会社は、新たに株式を発行する場合又は上場株式数(自己株式消却決議を行った場合には、当該決議に係る自己株式の数を控除する。以下同じ。)を変更する場合には、原則として、その発行又は変更^に先立ちその都度上場申請の手続をとるものとする。</p>

株券上場廃止基準の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>平成15年1月1日改正付則</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 改正後の第2条第5号及び第2条の2第2号の規定は、平成15年10月1日以後開始する連結会計年度又は事業年度において該当する上場銘柄から適用し、<u>当該連結会計年度又は事業年度前の決算期</u>において該当することとなる上場銘柄については、なお従前の例によるものとする。</p> <p>付 則</p> <p>この改正規定は、平成15年4月1日から施行する。</p>	<p>平成15年1月1日改正付則</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 改正後の第2条第5号及び第2条の2第2号の規定は、平成15年10月1日以後開始する連結会計年度又は事業年度において該当する上場銘柄から適用し、<u>同日前に到来する決算期</u>において該当することとなる上場銘柄については、なお従前の例によるものとする。</p>

受託契約準則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(普通取引における顧客の受渡時限)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 <u>前各項の規定にかかわらず</u>、正会員が受託に際して別に取引所が指定する証券取引清算機関が定める決済時限までの間の日時を指定した場合には、顧客は、その日時までに、売付有価証券又は買付代金を正会員に交付するものとする。</p> <p>(吸収合併の場合の決済物件)</p> <p>第16条 上場会社が他の上場会社若しくは国内の他の証券取引所に株券が上場されている非上場会社又は日本証券業協会に株券が登録されている非上場会社を吸収合併する場合(被合併会社(会社以外の法人を含む。以下この条において同じ。))株券を提出すべきものとする場合を除く。)において、被合併会社株式1株に対して1株の数の新株式が割り当てられるとき、又は被合併会社株式1株に対して1株を超える数の新株式が割り当てられるときは、合併登記日の翌日以降の当該上場会社の株券の売買の決済(旧株券と新株券の双方が上場されている場合は、新株券の売買の決済)については、合併登記日の翌日から当該上場会社の最初に到来する事業年度の末日までの期間に限り、被合併会社株券(株式数が読み替えられる株券を除く。)を決済物件として取り扱うことができる。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成15年4月1日から施行する。</p>	<p>(普通取引における顧客の受渡時限)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 <u>前3項の規定にかかわらず</u>、正会員が受託に際して別に取引所が指定する証券取引清算機関が定める決済時限までの間の日時を指定した場合には、顧客は、その日時までに、売付有価証券又は買付代金を正会員に交付するものとする。</p> <p>(吸収合併の場合の決済物件)</p> <p>第16条 上場会社が他の上場会社若しくは国内の他の証券取引所に株券が上場されている非上場会社又は日本証券業協会に株券が登録されている非上場会社を吸収合併する場合において、被合併会社(会社以外の法人を含む。以下この条において同じ。))株式1株に対して1株の数の新株式が割り当てられるとき、又は被合併会社株式1株に対して1株を超える数の新株式が割り当てられるときは、合併登記日の翌日以降の当該上場会社の株券の売買の決済(旧株券と新株券の双方が上場されている場合は、新株券の売買の決済)については、合併登記日の翌日から当該上場会社の最初に到来する事業年度の末日までの期間に限り、被合併会社株券(株式数が読み替えられる株券を除く。)を決済物件として取り扱うことができる。</p>

優先株に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(上場審査基準)</p> <p>第3条 優先株の上場審査は、次の各号に掲げる基準に適合するものについて行うものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 上場申請銘柄が次のaからdまでに適合していること。</p> <p>a 上場株式数(上場申請銘柄の発行者が所有する自己株式(当該上場申請銘柄に係る株式について、<u>自己株式処分等決議</u>を行った場合には、当該<u>自己株式処分等決議</u>に係る株式数を除く。)を除く。第4条第2項第1号において同じ。)が2,000単位(1単位は、単元株制度を採用する場合には、1単元の株式の数をいい、単元株制度を採用しない場合には1株をいう。以下同じ。)以上であること。</p> <p>b～d (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成15年4月1日から施行する。</p>	<p>(上場審査基準)</p> <p>第3条 優先株の上場審査は、次の各号に掲げる基準に適合するものについて行うものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 上場申請銘柄が次のaからdまでに適合していること。</p> <p>a 上場株式数(上場申請銘柄の発行者が所有する自己株式(当該上場申請銘柄に係る株式について、<u>自己株式の処分等に係る商法第211条第1項に規定する決議</u>を行った場合には、当該決議に係る株式数を除く。)を除く。第4条第2項第1号において同じ。)が2,000単位(1単位は、単元株制度を採用する場合には、1単元の株式の数をいい、単元株制度を採用しない場合には1株をいう。以下同じ。)以上であること。</p> <p>b～d (略)</p>

新株予約権付社債券等に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(上場審査基準)</p> <p>第3条 新株予約権付社債券等の上場審査については、次の各号に掲げる基準によるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 上場申請銘柄が、次のaからeまでに適合していること。</p> <p>a～c (略)</p> <p>d 当該銘柄が商法第341条の3第1項第7号及び第8号に係る決議(株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和49年法律第22号)第1条の2第3項に規定する委員会等設置会社にあつては、執行役の決定を含む。)が行われている新株予約権付社債券(以下「<u>転換社債型新株予約権付社債券</u>」という。)である場合には、指定保管振替機関(本所が指定する保管振替機関(保振法第2条第2項に規定する保管振替機関をいう。)をいう。以下同じ。)に対する保振法第6条の2に規定する同意がなされているものであること又は上場の時までに当該同意がなされる見込みのあるものであること。</p> <p>e (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成15年4月1日から施行する。</p>	<p>(上場審査基準)</p> <p>第3条 新株予約権付社債券等の上場審査については、次の各号に掲げる基準によるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 上場申請銘柄が、次のaからeまでに適合していること。</p> <p>a～c (略)</p> <p>d 当該銘柄が商法第341条の3第1項第7号及び第8号に係る決議が行われている新株予約権付社債券(以下「<u>転換社債型新株予約権付社債券</u>」という。)である場合には、指定保管振替機関(本所が指定する保管振替機関(保振法第2条第2項に規定する保管振替機関をいう。)をいう。以下同じ。)に対する保振法第6条の2に規定する同意がなされているものであること又は上場の時までに当該同意がなされる見込みのあるものであること。</p> <p>e (略)</p> <p>2～4 (略)</p>

上場前の公募又は売出し等に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>平成9年9月1日改正付則</p> <p>1 (略) (削る)</p> <p>2 (略)</p> <p>付 則</p> <p>この改正規定は、平成15年4月1日から施行する。</p>	<p>平成9年9月1日改正付則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 <u>第2章の改正規定は、この改正規則施行の日以後に上場前の公募等に係る決議を行う新規上場申請者から適用する。</u></p> <p>3 (略)</p>

立会外取引に関する業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(対象有価証券)</p> <p>第3条 立会外取引は、次の各号に定める有価証券について行うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 転換社債型新株予約権付社債券(新株予約権付社債券のうち、商法第341条の3第1項第7号及び第8号に係る決議(株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和49年法律第22号)第1条の2第3項に規定する委員会等設置会社にあつては、<u>執行役の決定を含む。</u>)を行っているものをいう。以下同じ。)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成15年4月1日から施行する。</p>	<p>(対象有価証券)</p> <p>第3条 立会外取引は、次の各号に定める有価証券について行うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 転換社債型新株予約権付社債券(新株予約権付社債券のうち、商法第341条の3第1項第7号及び第8号に係る決議を行つているものをいう。以下同じ。)</p>

シンジケートカバー取引の報告に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>平成14年7月5日改正付則 この改正規定は、平成14年7月5日から施行する。</p> <p>付 則 この改正規定は、平成15年4月1日から施行する。</p>	<p>平成14年7月5日改正付則 この改正規定は、平成14年7月5日から施行し、<u>同日以後に発行の決議が行われる有価証券の募集について適用する。</u></p>

定款施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(報告事項)</p> <p>第4条 規程第21条に規定する本所が定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、所定の報告書に本所が必要と認める書類を添付して報告するものとする</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 資本の額の変更に関して<u>取締役会決議(株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和49年法律第22号)第1条の2第3項に規定する委員会等設置会社にあつては、執行役の決定を含む。)</u>を行ったとき(外国証券会社にあつては、<u>資本の額(持込資本金の額を含む。)</u>の変更に関して決議又は決定を行ったとき。)</p> <p>(8)～(25) (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成15年4月1日から施行する。</p>	<p>(報告事項)</p> <p>第4条 定款第21条に規定する本所が定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、所定の報告書に本所が必要と認める書類を添付して報告するものとする</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 資本の額の変更に関して<u>取締役会で決議</u>を行ったとき(外国証券会社にあつては、<u>持込資本金の額</u>の変更に関して決議又は決定を行ったときを含む。)</p> <p>(8)～(25) (略)</p>

有価証券上場規程に関する取扱い要領の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1. の2 第3条（新規上場申請手続）第1項関係</p> <p>(1) 有価証券上場申請書には、上場希望日現在の有価証券の銘柄及び数等を記載するものとする。この場合において、当該有価証券のうち上場申請日に発行されていないものがあるときは、その発行決議（<u>委員会等設置会社</u>にあっては、<u>執行役の決定を含む。</u>）を証明する書類、有価証券届出書の写し及び有価証券届出効力発生通知書の写し若しくは発行登録追補書類の写し又は有価証券通知書受理通知書の写し若しくは発行登録通知書受理通知書の写し並びに払込完了を証明する書類（登記簿抄本等）を提出するものとする。</p> <p>(2) 第2号に規定する発行数については、次に掲げる株式の数を、それぞれ区分して注記するものとする。ただし、新規上場申請者がQ - B o a r dへの上場を申請する場合は、この限りでない。</p> <p>a (略)</p> <p>b 自己株式取得決議を行った場合には、当該自己株式取得決議に係る自己株式の数及び取得した自己株式の数</p> <p>c 自己株式処分等決議を行った場合には、当該自己株式処分等決議に係る自己株式の数及び処分又は移転した自己株式の数</p> <p>d 自己株式消却決議を行った場合には、当該自己株式消却決議に係る自己株式の数</p> <p>(3)～(6) (略)</p>	<p>1. の2 第3条（新規上場申請手続）第1項関係</p> <p>(1) 有価証券上場申請書には、上場希望日現在の有価証券の銘柄及び数等を記載するものとする。この場合において、当該有価証券のうち上場申請日に発行されていないものがあるときは、その発行決議を証明する書類、有価証券届出書の写し及び有価証券届出効力発生通知書の写し若しくは発行登録追補書類の写し又は有価証券通知書受理通知書の写し若しくは発行登録通知書受理通知書の写し並びに払込完了を証明する書類（登記簿抄本等）を提出するものとする。</p> <p>(2) 第2号に規定する発行数については、次に掲げる株式の数を、それぞれ区分して注記するものとする。ただし、新規上場申請者がQ - B o a r dへの上場を申請する場合は、この限りでない。</p> <p>a (略)</p> <p>b 自己株式取得決議を行った場合には、当該決議に係る自己株式の数及び取得した自己株式の数</p> <p>c 自己株式処分等決議を行った場合には、当該決議に係る自己株式の数及び処分又は移転した自己株式の数</p> <p>d 自己株式消却決議を行った場合には、当該決議に係る自己株式の数</p> <p>(3)～(6) (略)</p>
<p>2. 第3条（新規上場申請手続）第2項関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第5号に規定する「上場申請のための</p>	<p>2. 第3条（新規上場申請手続）第2項関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第5号に規定する「上場申請のための</p>

有価証券報告書」は、 の部及び の部から成るものとし、次の a から e までに定めるところによるものとする。ただし、新規上場申請者が Q - B o a r d への上場を申請する者である場合は、「上場申請のための有価証券報告書」は の部とし、新規上場申請者（Q - B o a r d への上場を申請する者を除く。）が上場会社の人的分割によりその営業を承継する会社であって、当該分割前に上場申請を行う場合（正当な理由により の部を作成することができない場合に限る。）には、「上場申請のための有価証券報告書」は の部及び本所が上場審査のため適当と認める書類から成るものとする。

a 「上場申請のための有価証券報告書（ の部）」は、「企業内容等の開示に関する内閣府令」（昭和 4 8 年大蔵省令第 5 号。以下「開示府令」という。）第 8 条第 2 項に規定する「第 2 号の 4 様式」（「第二部」から「第四部」まで）に準じて作成するものとし、「第 2 号の 4 様式」の「第二部」に準じて掲げたものの次に、開示府令第 1 5 条第 1 号イに規定する「第 3 号様式」の「第二部」に掲げる事項を、当該様式に準じて記載するものとする。ただし、新規上場申請者が上場申請日において既に 1 年間継続して有価証券報告書を提出している者である場合には、開示府令第 9 条の 3 第 4 項に規定する「第 2 号の 2 様式」（「第二部」及び「第三部」）に準じて作成することができるものとし、この場合には、「第 2 号の 2 様式」の「第三部」に準じて掲げたものの次に、開示府令第 8 条第 1 項第 1 号に規定する「第 2 号様式」の「第四部」及び同条第 2 項に規定する「第 2 号の 4 様式」の「第四部」に掲げる事項を、当該様

有価証券報告書」は、 の部及び の部から成るものとし、次の a から e までに定めるところによるものとする。ただし、新規上場申請者が Q - B o a r d への上場を申請する者である場合は、「上場申請のための有価証券報告書」は の部とし、新規上場申請者（Q - B o a r d への上場を申請する者を除く。）が上場会社の人的分割によりその営業を承継する会社であって、当該分割前に上場申請を行う場合（正当な理由により の部を作成することができない場合に限る。）には、「上場申請のための有価証券報告書」は の部及び本所が上場審査のため適当と認める書類から成るものとする。

a 「上場申請のための有価証券報告書（ の部）」は、「企業内容等の開示に関する内閣府令」（昭和 4 8 年大蔵省令第 5 号。以下「開示府令」という。）第 8 条第 2 項に規定する「第 2 号の 4 様式」（「第二部」から「第四部」まで）に準じて作成するものとし、「第 2 号の 4 様式」の「第二部」に準じて掲げたものの次に、開示府令第 1 5 条第 1 号イに規定する「第 3 号様式」の「第二部」に掲げる事項を、当該様式に準じて記載するものとする。ただし、新規上場申請者が上場申請日において既に 1 年間継続して有価証券報告書を提出している者である場合には、開示府令第 9 条の 3 第 3 項に規定する「第 2 号の 2 様式」（「第二部」及び「第三部」）に準じて作成することができるものとし、この場合には、「第 2 号の 2 様式」の「第三部」に準じて掲げたものの次に、開示府令第 8 条第 1 項第 1 号に規定する「第 2 号様式」の「第四部」及び同条第 2 項に規定する「第 2 号の 4 様式」の「第四部」に掲げる事項を、当該様

式に準じて記載するものとする。

b 前 a の規定にかかわらず、新規上場申請者が国内の他の証券取引所に上場されている株券の発行者、日本証券業協会に登録されている株券の発行者（以下この b において「他市場上場会社等」という。）である場合、株券上場審査基準第 4 条第 3 項若しくは第 6 条第 2 項の規定の適用を受ける場合又は上場会社若しくは他市場上場会社等の人的分割によりその営業を承継する会社（承継する営業が新規上場申請者の主要な営業となるものに限る。）であって、当該分割期日の前に上場申請を行う場合には、「上場申請のための有価証券報告書（の部）」は、開示府令第 8 条第 1 項第 1 号に規定する「第 2 号様式」（「第二部」及び「第四部」）に準じて作成するものとし、「第 2 号様式」の「第二部」に準じて掲げたものの次に、開示府令第 15 条第 1 号イに規定する「第 3 号様式」の「第二部」に掲げた事項を、当該様式に準じて記載するものとする。ただし、新規上場申請者が上場申請日において既に 1 年間継続して有価証券報告書を提出している者である場合には、開示府令第 9 条の 3 第 4 項に規定する「第 2 号の 2 様式」（「第二部」及び「第三部」）に準じて作成することができるものとし、この場合には、「第 2 号の 2 様式」の「第三部」に準じて掲げたものの次に、開示府令第 8 条第 1 項第 1 号に規定する「第 2 号様式」の「第四部」に掲げる事項を、当該様式に準じて記載するものとする。

c ~ f （略）

(3) （略）

(4) 第 9 号に規定する「本所が必要と認める書類」とは、次に掲げるものをいうものと

式に準じて記載するものとする。

b 前 a の規定にかかわらず、新規上場申請者が国内の他の証券取引所に上場されている株券の発行者、日本証券業協会に登録されている株券の発行者（以下この b において「他市場上場会社等」という。）である場合、株券上場審査基準第 4 条第 3 項若しくは第 6 条第 2 項の規定の適用を受ける場合又は上場会社若しくは他市場上場会社等の人的分割によりその営業を承継する会社（承継する営業が新規上場申請者の主要な営業となるものに限る。）であって、当該分割期日の前に上場申請を行う場合には、「上場申請のための有価証券報告書（の部）」は、開示府令第 8 条第 1 項第 1 号に規定する「第 2 号様式」（「第二部」及び「第四部」）に準じて作成するものとし、「第 2 号様式」の「第二部」に準じて掲げたものの次に、開示府令第 15 条第 1 号イに規定する「第 3 号様式」の「第二部」に掲げた事項を、当該様式に準じて記載するものとする。ただし、新規上場申請者が上場申請日において既に 1 年間継続して有価証券報告書を提出している者である場合には、開示府令第 9 条の 3 第 3 項に規定する「第 2 号の 2 様式」（「第二部」及び「第三部」）に準じて作成することができるものとし、この場合には、「第 2 号の 2 様式」の「第三部」に準じて掲げたものの次に、開示府令第 8 条第 1 項第 1 号に規定する「第 2 号様式」の「第四部」に掲げる事項を、当該様式に準じて記載するものとする。

c ~ f （略）

(3) （略）

(4) 第 9 号に規定する「本所が必要と認める書類」とは、次に掲げるものをいうものと

する。ただし、Q - B o a r dへの新規上場申請者は、a、d、dの2、eからgまで、j及びnの2に規定する書類については、添付を要しない。

a ~ nの3 (略)

nの4 新規上場申請者が委員会等設置会社である場合には、商法特例法第21条の7第3項に規定する取締役会の決議の内容を証する書面

o (略)

(5) (略)

4. 第3条(新規上場申請手続)第5項関係

(1) 第1号の取締役会若しくは株主総会の決議(委員会等設置会社にあつては、商法特例法第21条の8第4項に規定する委員会の決議又は執行役の決定を含む。)又は商法特例法第1条の3第1項に規定する重要財産委員会の決議に係る事項が上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第5条第1項に規定する事項である場合には、新規上場申請者は、第1号に規定する議事録の写し(委員会等設置会社にあつては、執行役の決定があつたことを証する書面を含む。)に、上場会社が同規則第5条第1項の規定に基づき提出する書類に準じて作成した書類を添付するものとする。

(1)の2 第1号に規定する「執行役の決定」には、日常業務等の決定を含まないものとする。

(2)・(3) (略)

15. 第11条(上場有価証券の変更上場申請手続)関係

(1) 本所は、上場会社が所有する自己株式について、自己株式消却決議を行っている場

する。ただし、Q - B o a r dへの新規上場申請者は、a、d、dの2、eからgまで、j及びnの2に規定する書類については、添付を要しない。

a ~ nの3 (略)

(新設)

o (略)

(5) (略)

4. 第3条(新規上場申請手続)第5項関係

(1) 第1号の取締役会又は株主総会の決議に係る事項が上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第5条第1項に規定する事項である場合には、新規上場申請者は、第1号に規定する議事録の写しに、上場会社が同規則第5条第1項の規定に基づき提出する書類に準じて作成した書類を添付するものとする。

(新設)

(2)・(3) (略)

15. 第11条(上場有価証券の変更上場申請手続)関係

(1) 本所は、上場会社が所有する自己株式について、自己株式消却決議を行っている場

合で、当該自己株式消却決議に基づき消却された株式数及び所有する自己株式数についての当該上場会社からの通知を受け本所が確認したときには、当該上場会社の上場株式数を減少させる変更上場の手続を行うものとする。

(2) (略)

付 則

この改正規定は、平成15年4月1日から施行する。

合で、当該決議に基づき消却された株式数及び所有する自己株式数についての当該上場会社からの通知を受け本所が確認したときには、当該上場会社の上場株式数を減少させる変更上場の手続を行うものとする。

(2) (略)

株券上場審査基準の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1. 第2条(上場審査)関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第1項各号に掲げる事項の審査は、新規上場申請書類(有価証券上場規程第3条各項の規定に基づき新規上場申請者が提出する書類をいう。以下同じ。)及び質問等に基づき、それぞれ次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。</p> <p>a (略)</p> <p>b 第2号関係</p> <p>(a) (略)</p> <p>(b) 新規上場申請者の役員の相互の親族関係、その構成又は他の会社等の役職員等との兼職の状況が、当該新規上場申請者の役員としての公正、忠実かつ十分な業務の執行又は有効な監査の実施を損なう状況でないこと。この場合において、取締役又は執行役(協同組織金融機関の理事長、副理事長及び理事を含む。以下同じ。)の配偶者並びに二親等内の血族及び姻族が監査役又は商法特例法第21条の8第7項に規定する監査委員(協同組織金融機関の監事を含む。以下同じ。)に就任しているときは、有効な監査の実施を損なう状況にあるとみなすものとする。</p> <p>c・d (略)</p> <p>(3) (略)</p>	<p>1. 第2条(上場審査)関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第1項各号に掲げる事項の審査は、新規上場申請書類(有価証券上場規程第3条各項の規定に基づき新規上場申請者が提出する書類をいう。以下同じ。)及び質問等に基づき、それぞれ次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。</p> <p>a (略)</p> <p>b 第2号関係</p> <p>(a) (略)</p> <p>(b) 新規上場申請者の役員の相互の親族関係、その構成又は他の会社等の役職員等との兼職の状況が、当該新規上場申請者の役員としての公正、忠実かつ十分な業務の執行又は有効な監査の実施を損なう状況でないこと。この場合において、取締役(協同組織金融機関の理事長、副理事長及び理事を含む。以下同じ。)の配偶者並びに二親等内の血族及び姻族が監査役(協同組織金融機関の監事を含む。以下同じ。)に就任しているときは、有効な監査の実施を損なう状況にあるとみなすものとする。</p> <p>c・d (略)</p> <p>(3) (略)</p>
<p>2. 第4条(上場審査基準)第1項関係</p> <p>(1) 上場株式数</p> <p>a (略)</p> <p>b 第1号に規定する上場株式数について</p>	<p>2. 第4条(上場審査基準)第1項関係</p> <p>(1) 上場株式数</p> <p>a (略)</p> <p>b 第1号に規定する上場株式数について</p>

は、上場日において見込まれる上場申請に係る株式の発行済株式総数（発行済優先出資の総口数を含む。以下同じ。）から新規上場申請者が所有する自己株式の数（自己株式処分等決議を行った場合には、当該自己株式処分等決議に係る株式数を除く。）を減じた株式数を上場株式数とみなして審査を行うものとする。この場合において、新規上場申請者は、上場後直ちに上場日における上場株式数を記載した本所所定の通知書を提出するものとする。

c （略）

(2) 株式の分布状況

a 第2号に規定する少数特定者持株数及び株主数については、次のとおり取り扱うものとする。

(a) 第2号aに規定する「明らかに固定的所有でないと認められる株式」とは、次に掲げる株式をいう。

イ～ヌ （略）

(注) 1. トに定める「保険会社が株式の発行者と関係を有する場合」には、次に掲げる場合を含むものとする。

(イ)・(ロ) （略）

(ハ) 株式の発行者の取締役、執行役又は監査役が当該保険会社の取締役、執行役又は監査役を兼任している場合

(ニ) （略）

(注) 2. （略）

(b) 新規上場申請者が所有する自己株式について、自己株式処分等決議を行った場合の当該自己株式処分等決議に係る自己株式は、これを所有していないものとみなす。この場合において、当該自己株式処分等決議が特定の者に対して譲渡

は、上場日において見込まれる上場申請に係る株式の発行済株式総数（発行済優先出資の総口数を含む。以下同じ。）から新規上場申請者が所有する自己株式の数（自己株式処分等決議を行った場合には、当該決議に係る株式数を除く。）を減じた株式数を上場株式数とみなして審査を行うものとする。この場合において、新規上場申請者は、上場後直ちに上場日における上場株式数を記載した本所所定の通知書を提出するものとする。

c （略）

(2) 株式の分布状況

a 第2号に規定する少数特定者持株数及び株主数については、次のとおり取り扱うものとする。

(a) 第2号aに規定する「明らかに固定的所有でないと認められる株式」とは、次に掲げる株式をいう。

イ～ヌ （略）

(注) 1. トに定める「保険会社が株式の発行者と関係を有する場合」には、次に掲げる場合を含むものとする。

(イ)・(ロ) （略）

(ハ) 株式の発行者の取締役又は監査役が当該保険会社の取締役又は監査役を兼任している場合

(ニ) （略）

(注) 2. （略）

(b) 新規上場申請者が所有する自己株式について、自己株式処分等決議を行った場合の当該決議に係る自己株式は、これを所有していないものとみなす。この場合において、当該決議が特定の者に対して譲渡する決議であるときは、当該自

する自己株式処分等決議であるときは、当該自己株式は当該特定の者が所有しているものとみなす。

(c) 新規上場申請者が所有する自己株式について、自己株式消却決議を行った場合の当該自己株式消却決議に係る株式は、これを消却したものとみなす。

(d) ~ (f) (略)

b ~ e (略)

(3) ~ (10) (略)

付 則

この改正規定は、平成15年4月1日から施行する。

己株式は当該特定の者が所有しているものとみなす。

(c) 新規上場申請者が所有する自己株式について、自己株式消却決議を行った場合の当該決議に係る株式は、これを消却したものとみなす。

(d) ~ (f) (略)

b ~ e (略)

(3) ~ (10) (略)

上場前の公募又は売出し等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(ストックオプションとしての新株予約権証券の所有に関する規制の取扱い)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 上場前公募等規則第20条に規定する「本所が必要と認める書面」とは、次の各号に掲げる書面をいうものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 新規上場申請者が役員又は従業員等に取得させる目的で新株予約権を発行するものであることその他その発行に関する事項を記載した取締役会の決議(委員会等設置会社にあつては、執行役の決定を含む。)の内容を証する書面</p> <p>(3) (略)</p> <p>5・6 (略)</p>	<p>(ストックオプションとしての新株予約権証券の所有に関する規制の取扱い)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 上場前公募等規則第20条に規定する「本所が必要と認める書面」とは、次の各号に掲げる書面をいうものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 新規上場申請者が役員又は従業員等に取得させる目的で新株予約権を発行するものであることその他その発行に関する事項を記載した取締役会の決議内容を証する書面</p> <p>(3) (略)</p> <p>5・6 (略)</p>
<p>(ストックオプションとしての新株予約権証券の新株予約権を行使して取得した株式に関する規制の取扱い)</p> <p>第19条の2 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前項第1号の場合には、上場前公募等規則第20条の2第1項の規定により提出する書面に次の各号に掲げる書面を添付するものとする。</p> <p>(1) 新株予約権の発行に係る株主総会及びその発行に関する取締役会の決議(委員会等設置会社にあつては、執行役の決定を含む。次号において同じ。)の内容を証する書面</p> <p>(2) (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成15年4月1日から施行する。</p>	<p>(ストックオプションとしての新株予約権証券の新株予約権を行使して取得した株式に関する規制の取扱い)</p> <p>第19条の2 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前項第1号の場合には、上場前公募等規則第20条の2第1項の規定により提出する書面に次の各号に掲げる書面を添付するものとする。</p> <p>(1) 新株予約権の発行に係る株主総会及びその発行に関する取締役会の決議内容を証する書面</p> <p>(2) (略)</p>

上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1. 第1条の2（投資単位の引下げに係る努力等） 第2項関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第2項の規定に基づく勧告は、第2条第8項の規定に基づき開示された内容、投資単位の引下げに関する方針についての取締役会決議（委員会等設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）及び株式の分布状況等を総合的に勘案して行うものとする。</p>	<p>1. 第1条の2（投資単位の引下げに係る努力等） 第2項関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第2項の規定に基づく勧告は、第2条第8項の規定に基づき開示された内容、<u>取締役会で決議された投資単位の引下げに関する方針及び株式の分布状況等を総合的に勘案して行うものとする。</u></p>
<p>2. の4 第2条（会社情報の開示）第9項関係 第9項の規定に基づく上場株券の発行者のコーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況の開示に当たっては、次のaからcまでに掲げる事項を記載することを要するものとする。</p> <p>a (略)</p> <p>b 当該発行者と当該発行者の社外取締役（商法第188条第2項第7号の2に規定する社外取締役をいう。）及び社外監査役（<u>商法特例法第18条第5項第1号に規定する社外監査役をいう。</u>）の人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係の概要</p> <p>c (略)</p>	<p>2. の4 第2条（会社情報の開示）第9項関係 第9項の規定に基づく上場株券の発行者のコーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況の開示に当たっては、次のaからcまでに掲げる事項を記載することを要するものとする。</p> <p>a (略)</p> <p>b 当該発行者と当該発行者の社外取締役（商法第188条第2項第7号の2に規定する社外取締役をいう。）及び社外監査役（<u>株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和49年法律第22号）第18条第5項第1号に規定する社外監査役をいう。</u>）の人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係の概要</p> <p>c (略)</p>
<p>4. 第4条の3（情報取扱責任者の届出）関係 第4条の3に規定する情報取扱責任者は、上場会社の取締役若しくは執行役又はこれらに準じる役職の者のうちから選定するものとする。</p>	<p>4. 第4条の3（情報取扱責任者の届出）関係 第4条の3に規定する情報取扱責任者は、上場会社の取締役又は<u>取締役</u>に準じる役職の者のうちから選定するものとする。</p>
<p>5. 第5条（決定事項等に係る通知及び書類の提出）関係</p>	<p>5. 第5条（決定事項等に係る通知及び書類の提出）関係</p>

(1) (略)

(2) 第1項に規定する通知は、同項各号に掲げる事項について決議又は決定(取締役会(協同組織金融機関の理事会を含む。以下この(2)において同じ。))で決議したこと(代表取締役の専決事項である場合にあつては、代表取締役が所要の手續に従い決定したことをいい、委員会等設置会社にあつては、執行役が決定したことを含む。)をいう。以下次の(3)までにおいて同じ。)を行った後、直ちに取締役会決議通知書(代表取締役又は執行役の決定の場合は、決定通知書)を提出することにより行うものとする。

(3) 第1項に規定する書類の提出は、次のaからnまでに掲げる事項について決議又は決定を行った場合に、当該aからnまでに定めるところにより行うものとする。

a~d (略)

dの2 第2条第1項第1号fの2に掲げる事項

次の(a)から(f)までに掲げる書類。この場合において、上場会社は、(a)、(b)、(d)及び(f)イに掲げる書類を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(a)~(e) (略)

(f) 非上場会社と株式交換を行う場合(上場会社が当該株式交換により完全子会社となる場合にあっては、株式交換後の当該非上場会社の株券について株券上場審査基準第4条第3項又は第6条第2項に係る上場申請が行われるときに限る。)

イ 非上場会社の事業の概況、営業の状況及び設備の状況等を記載した本所所定の「非上場会社の概要書」

(1) (略)

(2) 第1項に規定する通知は、同項各号に掲げる事項について決議又は決定(取締役会(協同組織金融機関の理事会を含む。以下この(2)において同じ。))で決議したこと(代表取締役の専決事項である場合は、代表取締役が所要の手續に従い決定したことをいう。以下次の(3)までにおいて同じ。)を行った後、直ちに取締役会決議通知書(代表取締役の専決事項である場合は、決定通知書)を提出することにより行うものとする。

(3) 第1項に規定する書類の提出は、次のaからnまでに掲げる事項について決議又は決定を行った場合に、当該aからnまでに定めるところにより行うものとする。

a~d (略)

dの2 第2条第1項第1号fの2に掲げる事項

次の(a)から(f)までに掲げる書類。この場合において、上場会社は、(a)、(b)、(d)及び(f)イに掲げる書類を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(a)~(e) (略)

(f) 非上場会社と株式交換を行う場合(上場会社が当該株式交換により完全子会社となる場合にあっては、株式交換後の当該非上場会社の株券について株券上場審査基準第4条第3項又は第6条第2項に係る上場申請が行われるときに限る。)

イ 非上場会社の事業の概況、営業の状況及び設備の状況等を記載した本所所定の「非上場会社の概要書」

決議又は決定後遅滞なく

□ (略)

dの3 (略)

e 第2条第1項第1号gに掲げる事項

次の(a)から(g)までに掲げる書類。

この場合において、上場会社は、(a)、(b)、(d)及び(g)イに掲げる書類を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(a)~(f) (略)

(g) 非上場会社と合併する場合(上場会社が当該合併により解散する場合にあっては、合併後の会社の株券について株券上場審査基準第4条第3項又は第6条第2項に係る上場申請が行われるときに限る。)

イ 非上場会社の事業の概況、営業の状況及び設備の状況等を記載した本所所定の「非上場会社の概要書」

決議又は決定後遅滞なく

□ (略)

eの2 第2条第1項第1号gの2に掲げる事項

次の(a)から(i)までに掲げる書類。

この場合において、上場会社は、(a)から(c)まで、(e)及び(g)に掲げる書類を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(a)~(f) (略)

(g) 分割により承継される営業及び相手会社等について記載した本所所定の「会社分割概要書」

決議又は決定後遅滞なく

(h)・(i) (略)

eの3 第2条第1項第1号hに掲げる事項
非上場会社から営業若しくは事業の全部

取締役会決議後遅滞なく

□ (略)

dの3 (略)

e 第2条第1項第1号gに掲げる事項

次の(a)から(g)までに掲げる書類。

この場合において、上場会社は、(a)、(b)、(d)及び(g)イに掲げる書類を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(a)~(f) (略)

(g) 非上場会社と合併する場合(上場会社が当該合併により解散する場合にあっては、合併後の会社の株券について株券上場審査基準第4条第3項又は第6条第2項に係る上場申請が行われるときに限る。)

イ 非上場会社の事業の概況、営業の状況及び設備の状況等を記載した本所所定の「非上場会社の概要書」

取締役会決議後遅滞なく

□ (略)

eの2 第2条第1項第1号gの2に掲げる事項

次の(a)から(i)までに掲げる書類。

この場合において、上場会社は、(a)から(c)まで、(e)及び(g)に掲げる書類を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(a)~(f) (略)

(g) 分割により承継される営業及び相手会社等について記載した本所所定の「会社分割概要書」

取締役会決議後遅滞なく

(h)・(i) (略)

eの3 第2条第1項第1号hに掲げる事項
非上場会社から営業若しくは事業の全部

若しくは一部の譲受けを行う場合又は他の者へ営業若しくは事業の全部若しくは一部の譲渡を行う場合本所が定めるところにより作成する「営業の譲受け（譲渡）概要書」

決議又は決定後遅滞なく

この場合において、上場会社は、当該書類を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

e の 4 （略）

e の 5 第 2 条第 1 項第 1 号 m に掲げる事項

非上場会社からの営業若しくは事業上の固定資産の譲受けを行う場合又は他の者への営業若しくは事業上の固定資産の譲渡を行う場合

本所が定めるところにより作成する「営業上の固定資産の譲受け（譲渡）概要書」

決議又は決定（商法特例法第 1 条の 3 第 1 項に規定する重要財産委員会の決議を含む。）後遅滞なく

この場合において、上場会社は、当該書類を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

f ~ n （略）

(4) ~ (7) （略）

6 . 第 6 条（上場申請の手続）関係

(1) （略）

(2) 上場会社は、自己株式消却決議を行った場合には、遅滞なく当該自己株式消却決議に係る株式数について、変更上場の申請を行うものとする。

10 . 第 9 条（株主等への発送書類の提出）関係

(1) 第 9 条に規定する書類には、次に掲げるものを含むものとする。

若しくは一部の譲受けを行う場合又は他の者へ営業若しくは事業の全部若しくは一部の譲渡を行う場合本所が定めるところにより作成する「営業の譲受け（譲渡）概要書」

取締役会決議後遅滞なく

この場合において、上場会社は、当該書類を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

e の 4 （略）

e の 5 第 2 条第 1 項第 1 号 m に掲げる事項

非上場会社からの営業若しくは事業上の固定資産の譲受けを行う場合又は他の者への営業若しくは事業上の固定資産の譲渡を行う場合

本所が定めるところにより作成する「営業上の固定資産の譲受け（譲渡）概要書」

取締役会決議後遅滞なく

この場合において、上場会社は、当該書類を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

f ~ n （略）

(4) ~ (7) （略）

6 . 第 6 条（上場申請の手続）関係

(1) （略）

(2) 上場会社は、自己株式消却決議を行った場合には、遅滞なく当該取締役会の決議に係る株式数について、変更上場の申請を行うものとする。

10 . 第 9 条（株主等への発送書類の提出）関係

(1) 第 9 条に規定する書類には、次に掲げるものを含むものとする。

a (略)

b 前 a に添付される商法第 281 条第 1 項各号に掲げる書類及び監査報告書並びに商法特例法第 21 条の 2 に規定する議決権の行使について参考となるべき事項を記載した書類

c ~ e (略)

(2) (略)

付 則

この改正規定は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

a (略)

b 前 a に添付される商法第 281 条第 1 項各号に掲げる書類及び監査報告書並びに株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第 21 条の 2 に規定する議決権の行使について参考となるべき事項を記載した書類

c ~ e (略)

(2) (略)

株券上場廃止基準の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1. 第2条(上場廃止基準)関係</p> <p>(1) 上場株式数</p> <p>第1号に規定する上場株式数の取扱いは次のとおりとする。</p> <p>a 第1号に規定する上場株式数については、上場株式数から上場会社が所有する自己株式の数(自己株式処分等決議を行った場合には、当該自己株式処分等決議に係る株式数を除く。)を減じた株式数を上場株式数とみなして審査を行うものとする。</p> <p>b・c (略)</p> <p>(2) 株式の分布状況</p> <p>a～i (略)</p> <p>j 株主数が第2号bに定める人数に満たない銘柄が、猶予期間経過後3か月目の月の末日以前に、株式分割(同時に1単元の株式の数の多い数への変更を行っている場合には、実質的に株式分割が行われたと認められるものに限る。)を猶予期間の最終日の属する月の翌月から起算して5か月目の月の初日までに行うこと<u>の決議(委員会等設置会社にあつては、執行役の決定を含む。以下このjにおいて同じ。)</u>をした場合には、決議の日における株主数(最近の株主名簿の閉鎖時又は基準日(以下「基準日等」という。)の株主数をいう。ただし、本所の定める事項を記載した書類を提出したときは、当該基準日等の株主数に当該基準日等における単元未満株式のみを所有する株主(単元株制度を採用しない場合には、端株原簿のみに記載のある端株主)のうち、当該株式分割により1単元の株式の数以上の株式を所有する株主(単元株制度を採用</p>	<p>1. 第2条(上場廃止基準)関係</p> <p>(1) 上場株式数</p> <p>第1号に規定する上場株式数の取扱いは次のとおりとする。</p> <p>a 第1号に規定する上場株式数については、上場株式数から上場会社が所有する自己株式の数(自己株式処分等決議を行った場合には、当該決議に係る株式数を除く。)を減じた株式数を上場株式数とみなして審査を行うものとする。</p> <p>b・c (略)</p> <p>(2) 株式の分布状況</p> <p>a～i (略)</p> <p>j 株主数が第2号bに定める人数に満たない銘柄が、猶予期間経過後3か月目の月の末日以前に、株式分割(同時に1単元の株式の数の多い数への変更を行っている場合には、実質的に株式分割が行われたと認められるものに限る。)を猶予期間の最終日の属する月の翌月から起算して5か月目の月の初日までに行うこと<u>を決議した場合</u>には、決議の日における株主数(最近の株主名簿の閉鎖時又は基準日(以下「基準日等」という。)の株主数をいう。ただし、本所の定める事項を記載した書類を提出したときは、当該基準日等の株主数に当該基準日等における単元未満株式のみを所有する株主(単元株制度を採用しない場合には、端株原簿のみに記載のある端株主)のうち、当該株式分割により1単元の株式の数以上の株式を所有する株主(単元株制度を採用しない場合には、株主)となるべき者の数を加えた人数をいう。)が、同号に定める</p>

しない場合には、株主)となるべき者の数を加えた人数をいう。)が、同号に定める人数に達している場合には、決議の時(審査対象決算期以前に決議した場合には当該審査対象決算期とし、猶予期間経過後に決議した場合には猶予期間の最終日とする。)に当該銘柄の株主数が同号に定める人数に達したものと取り扱うものとする。この場合において決議の日における上場株式数(猶予期間の最終日以前に決議した場合には当該審査対象決算期の末日の上場株式数を、猶予期間経過後に決議した場合には猶予期間の最終日の上場株式数を当該株式分割の分割比率で除したものをいう。)を同号の上場株式数とみなすものとする。

- k 株主数が第2号に定める人数に満たない銘柄が、猶予期間経過後3か月目の月の末日以前に、1単元の株式の数の少ない数への変更を猶予期間の最終日の属する月の翌月から起算して5か月目の月の初日までに行うことの決議(委員会等設置会社においては、執行役の決定を含み、当該変更を行う旨を株主総会に付議する場合には当該株主総会の決議をいう。以下このkにおいて同じ。)をした場合には、決議の日における株主数(基準日等の株主数をいう。ただし、本所の定める事項を記載した書類を提出したときは、当該基準日等の株主数に当該基準日等における単元未満株式のみを所有する株主のうち、当該1単元の株式の数の変更により1単元の株式の数以上の株式を所有する株主となるべき者の数を加えた人数をいう。)が、同号に定める人数に達している場合には、決議の時(審査対象決算期以前に決議した場合には当該審査対象決算期とし、猶予期間経過後に決議した場

人数に達している場合には、決議の時(審査対象決算期以前に決議した場合には当該審査対象決算期とし、猶予期間経過後に決議した場合には猶予期間の最終日とする。)に当該銘柄の株主数が同号に定める人数に達したものと取り扱うものとする。この場合において決議の日における上場株式数(猶予期間の最終日以前に決議した場合には当該審査対象決算期の末日の上場株式数を、猶予期間経過後に決議した場合には猶予期間の最終日の上場株式数を当該株式分割の分割比率で除したものをいう。)を同号の上場株式数とみなすものとする。

- k 株主数が第2号に定める人数に満たない銘柄が、猶予期間経過後3か月目の月の末日以前に、1単元の株式の数の少ない数への変更を猶予期間の最終日の属する月の翌月から起算して5か月目の月の初日までに行うことを決議(当該変更を行う旨を株主総会に付議する場合には当該株主総会の決議をいう。以下このkにおいて同じ。)した場合には、決議の日における株主数(基準日等の株主数をいう。ただし、本所の定める事項を記載した書類を提出したときは、当該基準日等の株主数に当該基準日等における単元未満株式のみを所有する株主のうち、当該1単元の株式の数の変更により1単元の株式の数以上の株式を所有する株主となるべき者の数を加えた人数をいう。)が、同号に定める人数に達している場合には、決議の時(審査対象決算期以前に決議した場合には当該審査対象決算期とし、猶予期間経過後に決議した場合には猶予期間の最終日とする。)に当該銘柄の株

合には猶予期間の最終日とする。)に当該銘柄の株主数が同号に定める人数に達したものと取り扱うものとする。この場合において、決議の日における上場株式数(猶予期間の最終日以前に決議した場合には当該審査対象決算期の末日の上場株式数について、猶予期間経過後に決議した場合には猶予期間の最終日の上場株式数について変更後の1単元の株式数を1単位の株式数とみなして算定した株式数をいう。)を同号の上場株式数とみなすものとする。

1 ~ n (略)

(3) ~ (7) (略)

(8) 営業活動の停止

a (略)

b 第8号に規定する「これに準ずる状態になった場合」には、上場会社が合併又はその他の事由により解散する場合を含むものとする。この場合において、次の(a)から(c)までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

(a) 上場会社が、合併により解散する場合のうち、次のいずれかに該当する場合は、原則として合併期日(株券を提出すべきものとする場合又は被合併会社株式1株に対して1株を超える数の新株式が割り当てられる場合(旧株券と新株券の双方が上場されることとなる場合を除く。))若しくは被合併会社株式1株に対して1株に満たない数の新株式が割り当てられる場合には、新株式の割当てに係る基準日の3日前(休業日を除外する。以下日数計算について同じ。)の日(当該基準日が休業日に当たる場合には、当該基準日の4日前の日)

イ・ロ (略)

主数が同号に定める人数に達したものと取り扱うものとする。この場合において、決議の日における上場株式数(猶予期間の最終日以前に決議した場合には当該審査対象決算期の末日の上場株式数について、猶予期間経過後に決議した場合には猶予期間の最終日の上場株式数について変更後の1単元の株式数を1単位の株式数とみなして算定した株式数をいう。)を同号の上場株式数とみなすものとする。

1 ~ n (略)

(3) ~ (7) (略)

(8) 営業活動の停止

a (略)

b 第8号に規定する「これに準ずる状態になった場合」には、上場会社が合併又はその他の事由により解散する場合を含むものとする。この場合において、次の(a)から(c)までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

(a) 上場会社が、合併により解散する場合のうち、次のいずれかに該当する場合は、原則として合併期日(被合併会社株式1株に対して1株を超える数の新株式が割り当てられる場合(旧株券と新株券の双方が上場されることとなる場合を除く。))又は被合併会社株式1株に対して1株に満たない数の新株式が割り当てられる場合には、新株式の割当てに係る基準日の3日前(休業日を除外する。以下日数計算について同じ。)の日(当該基準日が休業日に当たる場合には、当該基準日の4日前の日)

イ・ロ (略)

(b)・(c) (略)

(9)～(13) (略)

4. 第4条(上場廃止前の取扱い)関係

(1) 「本所が必要であると認めた時」の取扱い

第2条の各号又は第2条の2の各号に該当することとなった銘柄は、原則として「本所が必要であると認めた」ものとして取り扱う。ただし、次のaからcまでに該当する銘柄については、当該aからcまでに定めるところに従って上場廃止する。

a 第2条第8号のうち、本取扱い1.(8) bの(a)に規定する合併による解散の場合に該当する銘柄

原則として、合併期日(株券を提出すべきものとする場合又は被合併会社株式1株に対して1株を超える数の新株式が割り当てられる場合(旧株券と新株券の双方が上場されることとなる場合を除く。))若しくは被合併会社株式1株に対して1株に満たない数の新株式が割り当てられる場合には、新株式の割当てに係る基準日の3日前の日(当該基準日が休業日に当たる場合には、当該基準日の4日前の日)に上場廃止する。

b・c (略)

(2) (略)

平成15年1月1日改正付則

1・2 (略)

3 改正後の1.(5)の規定は、平成15年10月1日以後開始する連結会計年度又は事業年度において該当する上場銘柄から適用し、当該連結会計年度又は事業年度前の決算期において該当することとなる上場銘柄については、なお

(b)・(c) (略)

(9)～(13) (略)

4. 第4条(上場廃止前の取扱い)関係

(1) 「本所が必要であると認めた時」の取扱い

第2条の各号又は第2条の2の各号に該当することとなった銘柄は、原則として「本所が必要であると認めた」ものとして取り扱う。ただし、次のaからcまでに該当する銘柄については、当該aからcまでに定めるところに従って上場廃止する。

a 第2条第8号のうち、本取扱い1.(8) bの(a)に規定する合併による解散の場合に該当する銘柄

原則として、合併期日(被合併会社株式1株に対して1株を超える数の新株式が割り当てられる場合(旧株券と新株券の双方が上場されることとなる場合を除く。))又は被合併会社株式1株に対して1株に満たない数の新株式が割り当てられる場合には、新株式の割当てに係る基準日の3日前の日(当該基準日が休業日に当たる場合には、当該基準日の4日前の日)に上場廃止する。

b・c (略)

(2) (略)

平成15年1月1日改正付則

1・2 (略)

3 改正後の1.(5)の規定は、平成15年10月1日以後開始する連結会計年度又は事業年度において該当する上場銘柄から適用し、同日前に到来する決算期において該当することとなる上場銘柄については、なお従前の例によるも

<p>従前の例によるものとする。</p> <p>4 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成15年4月1日から施行する。</p>	<p>のとする。</p> <p>4 (略)</p>
--	---------------------------

新株予約権証券に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>3. 第4条（上場廃止基準）関係</p> <p>（1） 第4条第2項第2号に規定する「新株予約権の行使期間が満了となる場合」には、新株予約権の全部を消却することにより新株予約権の行使期間が終了することとなる場合を含むものとする。この場合において、当該銘柄の発行者から、当該消却を行う旨の取締役会決議通知書（代表取締役又は執行役が決定した場合には、決定通知書）による報告を受けたときに、第4条第2項第2号に該当するものとして取り扱う。</p> <p>（2） （略）</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成15年4月1日から施行する。</p>	<p>3. 第4条（上場廃止基準）関係</p> <p>（1） 第4条第2項第2号に規定する「新株予約権の行使期間が満了となる場合」には、新株予約権の全部を消却することにより新株予約権の行使期間が終了することとなる場合を含むものとする。この場合において、当該銘柄の発行者から、当該消却を行う旨の取締役会決議通知書（代表取締役の専決事項である場合には、決定通知書）による報告を受けたときに、第4条第2項第2号に該当するものとして取り扱う。</p> <p>（2） （略）</p>

債券に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>4．債券の上場廃止の取扱い（債券特例第7条及び第8条関係）</p> <p>（1）第7条第2項第2号に規定する「残存年数が1年未満となった場合」（第8条第2項本文の規定に基づき第7条第2項第2号が適用される場合を含む。）には、債券の全額について最終償還期限を繰り上げて償還することにより残存年数が1年未満になった場合を含むものとする。この場合において、当該銘柄の発行者から、当該償還を行う旨の取締役会決議通知書（代表取締役又は執行役が決定した場合は、決定通知書）等の書面による報告を受けたときに第7条第2項第2号に該当するものとして取り扱う。</p> <p>（2）（略）</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成15年4月1日から施行する。</p>	<p>4．債券の上場廃止の取扱い（債券特例第7条及び第8条関係）</p> <p>（1）第7条第2項第2号に規定する「残存年数が1年未満となった場合」（第8条第2項本文の規定に基づき第7条第2項第2号が適用される場合を含む。）には、債券の全額について最終償還期限を繰り上げて償還することにより残存年数が1年未満になった場合を含むものとする。この場合において、当該銘柄の発行者から、当該償還を行う旨の取締役会決議通知書（代表取締役の専決事項である場合は、決定通知書）等の書面による報告を受けたときに第7条第2項第2号に該当するものとして取り扱う。</p> <p>（2）（略）</p>

新株予約権付社債券等に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>3. 上場廃止基準の取扱い（新株予約権付社債券等特例第4条関係）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第4条第2項第2号に規定する「新株予約権の行使期間が満了となる場合」には、新株予約権付社債等に係る社債の全額について最終償還期限を繰り上げて償還することとなる場合又は新株予約権付社債等に係る新株予約権の全部を消却することにより新株予約権の行使期間が終了することとなる場合を含むものとする。この場合において、当該銘柄の発行者から、当該償還又は消却を行う旨の取締役会決議通知書（代表取締役又は執行役が決定した場合は、決定通知書）による報告を受けたときに、第4条第2項第2号に該当するものとして取り扱う。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成15年4月1日から施行する。</p>	<p>3. 上場廃止基準の取扱い（新株予約権付社債券等特例第4条関係）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第4条第2項第2号に規定する「新株予約権の行使期間が満了となる場合」には、新株予約権付社債等に係る社債の全額について最終償還期限を繰り上げて償還することとなる場合又は新株予約権付社債等に係る新株予約権の全部を消却することにより新株予約権の行使期間が終了することとなる場合を含むものとする。この場合において、当該銘柄の発行者から、当該償還又は消却を行う旨の取締役会決議通知書（代表取締役の専決事項である場合は、決定通知書）による報告を受けたときに、第4条第2項第2号に該当するものとして取り扱う。</p> <p>(3)・(4) (略)</p>